

令和7年12月18日

文化庁長官
都 倉 俊一 殿

文化審議会会長
島 谷 弘幸

著作物等保護利用円滑化事業へ支出すべき補償金及び担保金の額の算出方法に係る政令について（答申）

令和7年諮問第122号で諮問のあった著作物等保護利用円滑化事業へ支出すべき補償金及び担保金の額の算出方法に係る政令については、審議の結果、諮問のとおり答申することが相当と議決されましたので、答申します。